

「せう恵」消息考
―戦国期在国公家の活動をめぐって

高梨
真行

「せう恵」消息考―戦国期在国公家の活動をめぐって

高梨 真行

はじめに

応仁の乱と続く畿内争乱は、京都と周辺諸国を荒廃させた。自身の生存も含め、洛中での暮らしが困難となった公家たちのなかでは、家領や知行などの自己基盤や姻戚関係と言った伝手を利用して、地方に在国する者が増えた。その結果、中央で謳歌された、所謂、公家を担い手とした宮廷文化は、在国した公家たちの手により地方に伝播された。中世都市であった周防国山口、駿河国府中の駿府、越前国一乗谷、能登国七尾など、有力大名の城下では宮廷由来の詩歌など諸文芸の発展が知られる。

こうした文芸を主軸とした、在国公家を対象とする研究において代表的なものは、米原正義氏の諸論がある(註1)。その影響を受けた以降の所説でも、在国公家と大名被官と間の、連歌や詩歌を中心とした交流は、家中の文化向上に資するところ大であったとの理解がなされ、以後、中世文芸史における主説となった。在国公家の一人、上冷泉為広(一四五〇～一五二六)は、能登へ下向した際、自筆で記録を残しており(註2)、能登畠山氏家中での歌道指南の実際を今に伝える史料と評価される。

しかし、当然ながら地方に在国した公家は、何も文芸普及を目的として下向した訳ではない。それは出仕すべき京都禁裏の衰亡によって、廷臣としての生活が困難に直面した結果であり、地方での文芸活動は副産物と言えなくもない。歌道を家業とした為広は、和歌の師として公武の尊崇を受けた御子左流の出身ではあったが、資格は羽林家であり、中央にあって政事に重きをなした家ではない。ために下向記には政治的活動の記事は記されていない。

この点を踏まえ、これまで文芸伝播で語られることが多かった公家の地方在国について、異なる視点の研究が登場した。近衛通隆氏や橋本政宣氏は、近衛前久の関東下向や京都出奔などの事件の検証によって、禁裏・朝廷での政事を

担った撰家当主の在国は、家格の高さや政治性に依拠したもので、京都政局に密接に関係していたことを明らかにしており、在国を政治的現象として理解した(註3)。

では政治性は撰家だけに限った事象なのか。中・下級の公家たちの活動については、為広の様に文芸による交流に限定して良いのだろうか。ちなみに為広の子為和は能登、近江に下向し、その後、駿河今川氏の庇護の許、駿府で長期にわたり在国し、同地で出家、死没した。在国中には、隣国大名、武田氏の招きに応じて甲斐を訪問し、同氏家中の歌壇指導にもあたったが、背景には今川氏の依頼による、歌会開催を利用して家中の情報を得る一種の間諜行為があったとされる。これは中・下級公家の在国でも政治的側面が含まれていたことを意味する。つまり公家の地方在国を考えると、詩歌に代表される文芸活動とともに、裏側にある政治性の検討も必要であることを示唆している。本稿では、地方に在国したと考えられる「せう恵」という人物が、在地から京へ送ったと思われる仮名消息を題材に、中世中・下級公家による在国中の活動実態について考察を加えるものである。

一 史料の紹介

(一) 皇居三の丸尚蔵館収蔵「古筆手鑑(元宝器主管)」について

本章では、本稿の題材「せう恵」消息ついて簡単にまとめておく。この消息は皇居三の丸尚蔵館収蔵品「古筆手鑑(元宝器主管) 一帖(SZK003050)」に収載される(註4)。手鑑自体は宮内省時代初期に宝器主管での管理が知られるが、表紙裂の文様や装丁の謎えなどから見て(図1)、それよりも遡る、恐らく近世禁裏御所からの伝来品と推定される(註5)。

書状を中心に、繪旨、院宣などの古文書、和漢朗詠集などの典籍や和歌詠草



図1 皇居三の丸尚蔵館蔵「古筆手鑑(元宝器主管)」

ほかが台紙の表裏両面にわたり貼付される。その内書状は、二条為藤、万里小路宣房、吉田隆長、勸修寺経頭、正親町三条実継、吉田経世、飛鳥井雅康、洞院実熙、中山定親、正親町三条実伸、徳大寺実基、二条政嗣、近衛家基、一条冬良、正親町三条実望など、中世撰関家や藤原閑院流末裔の大臣家、実務官僚を輩出した勸修寺流名家出身の堂上公家のほか、尊性、慈道、堯胤、長助など諸門跡の差出のものが占める(註6)。それぞれの右肩には極札の付される場合が多く、古い時代では、江戸時代初期に活躍した古筆了佐(一五七二)

一六六二)を始め、畠山牛庵(初代・一五八九〜一六五六)など、古筆見と呼ばれた古筆の鑑定家により筆者が比定され、極印の捺されたものも含むが、印記がなく筆者名のみ記した題箋状の小札が貼付されるものもある。

収載年代は、手鑑表第一面の二条為藤書状から始まり、唯一例外として、江戸時代前・中期に活躍した冷泉為綱(一六六四〜一七二二)の書状一通を除くと、全体的には鎌倉時代後期・十四世紀から室町時代後期・十六世紀に収まる。古筆見の極札や収載年代の下限とともに、装丁の詠えなどを加味すれば、江戸時代前・中期に制作された手鑑と考えられる。

(二)「せう恵」消息について

本稿で取り上げる「せう恵」消息は、手鑑の裏第二・二三面にわたって貼付された二紙からなる文書である。まず文化財としての基礎情報を左記に掲出する(図2、表1参照)。

【「せう恵」消息概要】

寸法 第一紙 縦二七・二 横四五・七 cm
第二紙 縦二七・九 横四六・〇 cm

形状 堅紙

紙質 楮紙(杉原紙)

時代 室町時代・天文十四年・西暦一五四五年

差出書 せう恵^上

宛所 上臈の御局へ

申給へ

極札 法量 縦一〇・四 横二・二 cm

墨書 二条殿尹房公^法紹恵(印)

積文

〔原文〕

返々、おりく大式にも御せうしのよしハ申きかせ候、いづれも又、／あきのたひ／申あげ候へく候、／御心えたのみ入まいらせ候、かしく

おほせ下され候おもむき、具に／はいけんいたし候、かたしけなく存候、／さ

表1 表面観察および反射光での顕微鏡観察 (200倍) による料紙分析

文書名	「せう恵」消息
収蔵	皇居三の丸尚蔵館
寸法	第1紙 縦27.2×横45.7cm 第2紙 縦27.2×横46.0cm
形状	縦紙
繊維の種類	楮
紙質	楮紙 (杉原紙)
地色	白
地合	不明
繊維配向	縦 (強い)
繊維密度	低
繊維束	少
樹皮片	少
非繊維物質	少
填料	米粉・有
硬さ	不明
簀の目	反射光・18~21本 (1寸あたり)
糸目	不明
板目	表・無/裏・不明
刷毛目	表・無/裏・不明
紗目	無
加工	無
備考	天地・端奥一部裁断か

ては住よしの保の事につきて／むろまちとの御下ち、源少将ほう／しよ等、大式に付つかハし候、御うけ／とりてしん上いたし候、申つけ候／やうたい、たか清か書状おなしく／上進いたし候、とし／かいふんさい／そくつかまつり、御しやうさいまいり候／やうに、ちそうそりやくをそんし候／ましく候、はりまの事もかたく／あかまつに申候、かうつけの介こ／もとに候、あきは国へまかり帰る由／申ほとに、猶々、かたく申つけ候へく候、／在京いたしほうこうこそなり／候ハすとも、かやうの御つかいを奉りともと／そんし候、とさのかみさまこ／ほとに御坐候も、／いつになくしこういたし、御よう／をもと申入候、こ／もと一みちも、／とくはりまへまかりのほり候て、／かいふんてうはういたし候へく候、／このよし、御心え候て、御ひろう候へく候（／は改行を示す）

(切封墨引)

「天文十四乙巳六・十六 返事 同八月廿八日出之」

使僧宗仙

上臈の御局へ せう恵上

申給へ

〔書下文〕

返すく、折々大式(大内義隆)にも御笑止の由は申し聞かせ候。何れも又、空きの

度申上げ候べく候。御心得憑入りまいらせ候。かしく

仰下され候趣、具に拝見致し候。忝く存じ候。さては住吉保の事につきて、(尾利義徳)室町殿の御下知、(庭田重保)源少将奉書等、大式に付け遣わし、御請取りて進上致し候、申し付け候様躰、(沼間)隆清が書状同じく上進致し候。年々涯分催促仕り、御詳細参り候様に、馳走疎略を存じ候まじく候。播磨の事も堅く赤松(晴政)に申し候。上野介爰許に候。秋は国へ罷り帰る由申す程に、猶々堅く申し付け候べく候。在京致し奉公こそなり候わずとも、斯様の御使いを奉りともと存じ候。(土佐守様爰程)に御坐候も、何時になく祇候致し、御用をもと申し入れ候。爰許一途も疾く播磨に罷り上り候て、涯分調法致し候べく候。この由御心得候て、御披露候べく候。

〔後筆〕
「天文十四乙巳六・十六 返事 同八月廿八日出之 使僧宗仙」

(新注書三系公領書文)
上臈の御局へ申し給へ せう恵上

まず料紙の状態について述べる。配字や料紙四周の余白などから見て、天地端奥は台紙に貼付する際の若干の裁断が推定されるため、本来の寸法はもう少し大きい可能性がある。

反射光下での観察では、第一紙の端から奥側に三・〇cmの所で堅折が一本あり、ついで奥から端側に二・五cmの所でも堅折が一本、薄くではあるが कारणとして視認できる。第二紙では、端から奥にかけて、計十四本の堅折が明瞭に視認できる。各堅折の幅は二・五から三・五cmで、端から奥側にかけて次第に幅が広がる。これは二枚の料紙が重ねられ、第一紙の文字面を内側に、第二紙は外側にして、奥から端に向かって折り畳んだ痕跡であろう。また第二紙奥の宛所には、切封墨引の痕が残るため、折り畳んだ後に書き加えられた切封上書と考えられる。よって本消息は正文と言えらる。

料紙の表面は柔らかな風合いを持ち、地色は美しい白色を呈す。全体的に見て、樹皮片や繊維束、担い（繊維の寄った部分）はほぼ視認できず、非繊維物質が少ないようだ。地色の白さはこれに起因しているよう。台紙張りのため透過光下での観察は出来ないもので、断定は避けるが、表面の地合と風合いから見て、相剥ぎなど加工の痕跡はなさそうであり、厚い紙であった霧囲気を残す。

同様に糸目・簀目の確認もできないが、反射光下では簀目がかすかに視認できる。一寸あたりの本数は二〇本前後であった。反射光下での顕微鏡による観察（二〇〇倍・杉藤TS-8LEN200YL）で、太く長い繊維が視認でき、各繊維間は疎であったことからみて、繊維結合の密度は低いと思われる（図3）。こうした諸特徴は、繊維が楮であることを示しており、消息料紙の主な紙質と判断される。顕微鏡観察での楮繊維の見え方は、一度度の立体感を保ち、圧着された様な痕跡が認められないため、打紙などの消息表面への加工はないと判断される。繊維配向は縦方向に強く、流漉で漉かれた可能性を示す。繊維の周辺にはデンプンと思われる小さな白い粒子が認められるので、填料として米粉と一緒に交ぜ漉いたと考えられる。

以上を総合すれば、我が国の中世における文書料紙として、各国守護を始め、大名などいわゆる上級武家の間での使用例が多い、上質の楮紙（杉原紙）と考えられる（以上の分析は表1参照）。

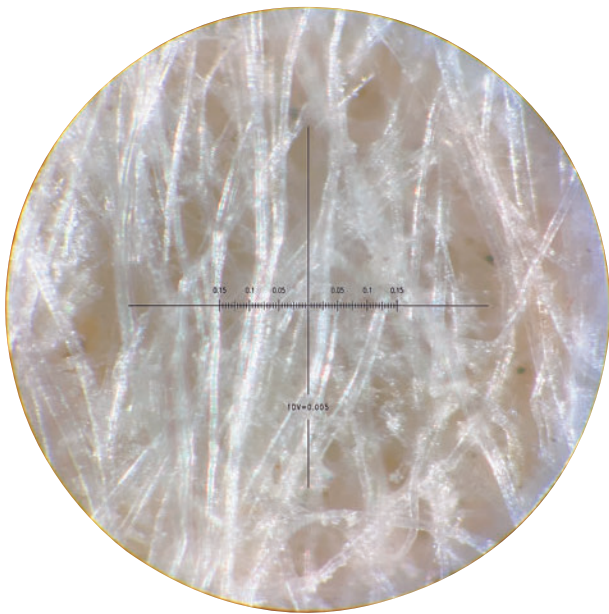


図3 「せう恵」消息料紙繊維拡大(200倍)

次に、差出と宛所を確認したい。差出書の「せう恵」は、その読みからして、出家者の法名と解される。宛所の「上臈の御局」は禁裏御所に仕え天皇に近侍した女房（女官）を指す。御匣殿みくしほどのや尚侍なうしやく、三位の典侍なうしやくなど、大臣家出身の女性の総称として使われた。消息年紀書の天文十四年（一五四五）に従えば、後奈良天皇（一四九七～一五五七）の女房で転法輪三条公頼（一四九五～一五五一）の猶子であった女子に比定される（註7）。となれば「せう恵」が禁裏御所の女官へ出した消息となる。差出書は、名乗の一字目を仮名二文字に、二字目を漢字一字で表記する。女性の局宛てとすれば作法は通例に適ったもので、消息書とした理由も判然とする（男性間の場合は漢字の書状が一般的だが、男性が女性に宛てる際は仮名消息を用いる例が多い）。また、年紀書は本文と筆致が異なり、恐らくこの消息を受理した上臈局側で、備忘のため、後から書き入れたものであろう。

差出、宛所の関係については、差出書の名乗の右下に小さく「上」と付されていることから、直接的には上臈局に宛てながらも、本来は局が仕える後奈良天皇への奏上を期した披露形式が取られており、下から上へと出された上申文書と言える。

内容についての詳細は後に譲るが、大筋を示せば、天皇の仰せを受けた「せう恵」は「住よしの保」について、室町殿の御下知（室町將軍の命令の意、この時代では將軍の仰せを奉じた幕府奉行人が発給した室町幕府奉行人連署奉書を指す）や「源少将ほうしよ」等を「大式」に付したと報じ、「せう恵」が当該地からの年貢・公事その他の徴収に関する調整を請負い、関係者に対し斡旋を行うとともに、一連の納付催促について承諾する「大式」の請文うけがみのほか、関連する「たか清」書状を回送すると伝えたものである。

以下、内容に踏み込むため、少し煩瑣とはなるが本文記載の地名や人物等について確認、比定していこう。消息の趣旨である「住よしの保」とは具体的には、播磨国垂水郡を南北に流れる明石川支流の性海寺川流域に展開した住吉下保（保は国衙領内の単位の一つ、神戸市西区）を指す。正元元年（一二五九）五月、後嵯峨上皇の祈願所として性海寺が領家職を得て、室町時代には伏見宮家の由緒の地とされた（註8）。播磨国国衙領が持明院統の根本所領の一つで

あったことを踏まえれば、持明院統から伏見宮家と伝領され、後花園が同宮家から皇統を継嗣した際に、再び禁裏領に編入されたものではないかと推測する。

「室町殿」は年記書に拠れば將軍足利義晴（一五二二～四六）、「源少将」は、廷臣で数代前には伏見宮家と姻戚関係にあった公卿の庭田重保（一五二五～九五）で、天文十四年当時は右近衛少将（同年三月二十五日に右近衛中将に転出）、後奈良天皇の若手側近であった。

「大式」とは大宰大貳の略記である。大宰府の次官で、本来公家が就く官職であるが、天文五年以降は、周防長門の守護大名大内義隆（一五〇七～五一）が任官していたのでこれに比定される。となれば「たか清」の「たか」を義隆の偏諱と仮定すると「隆清」が想起される。該当するのは和泉国の国人で転法輪三条家の被官としての出自を持ち、大内氏の新興被官となった、沼間隆清であろう。隆清は義隆側近の奉行人として活躍していた（註9）。

「あかまつ」は、住吉下保が播磨国所在であること、消息本文には続いて「はりまの事もかたくあかまつに申し候」とあるので、同国守護の赤松氏を想定するのが自然である。当該期の赤松氏の当主は赤松晴政（？～一五六五、初名は政村）である。また「かうつけの介」は上野介であろうか。赤松庶家には上野家があり、本家が守護職を保持した美作国に所在する弓削庄（岡山県久米郡）に基盤を持つ一門であるが、上洛して將軍の奉公衆（外様衆）を務めた家柄でもあった（註10）。当該期では村虎が確認できる（註11）。

「とさのかみさま」は、土佐守様であろう。一般的に土佐守は廷臣でも中級公家が任じられる受領官である。しかしここでは、応仁の乱以降の争乱を避けて家領土佐国幡多庄（四万十市・宿毛市・土佐清水市・大月町・三原村・黒潮町・四万十町のほぼ全域と中土佐町の一部）に在国した一条教房の末裔である土佐一条氏の人物を指すものと筆者は推測した。天文九年以降は一条房基（一五二二～四九）が当主であった。

年記書の下にある「宗仙」は未詳である。「使僧」との肩書きから見て出家者であろう。消息に近い時代では、享禄元年（一五二八）に禅僧の竺庵宗仙、または天文十四年に大用庵宗仙の存在が確認できるものの（註12）、本消息との関係性は見出し得なかったため、ひとまず消息を受け取った禁裏側が出した返

書の使者で、大内氏の外交僧と解した。

二 「せう恵」の人物比定

差出人の「せう恵」とはどんな人物なのか。今まで述べた諸情報をもとに人物比定を試みる。極札にある印記は古筆見のものと思われるが未詳である。ここでは筆者を二条尹房とする。「法」と割書があり、「せう恵」を尹房の法名と解したのだろう。

また、皇居三の丸尚蔵館収蔵「前田家伝来短冊手鑑（SZK003042）三帖」中の上帖にも、和歌短冊「夕鶴 ゆふ暮はお花が本の草の名も（下句略）紹恵」（図4）が一葉確認される（註13）。古筆了佐の極札が貼付され「二条殿



図5 紹恵和歌短冊「都早春」
（山口県立山口図書館所蔵「仮御手鑑」のうち）



図4 紹恵和歌短冊「夕鶴」
（皇居三の丸尚蔵館収蔵「前田家伝来古筆短冊手鑑・上帖」のうち）

(方印)「琴山」とある。了佐は「紹惠」を二条家の人物に比定した。

短冊の遺例としては、山口県立山口図書館所蔵「仮御手鑑」中にも紹惠筆の和歌短冊「都早春」(図5)と「夏草」「寒草」(図6)「深更虫」(図7)の計四葉が収載される(註14)。「都早春」「寒草」「深更虫」の短冊天部には、紙縫り等で綴じたと思われる穴の跡が確認できた。四葉には古筆了佐の極札があり、「二條殿尹房公御法名(発句)(方印)「琴山」」(三葉)、「二條殿尹房公(発句)御法名(方印)「琴山」」(二葉)と墨書される。了佐の子了栄は尹房に比定した。

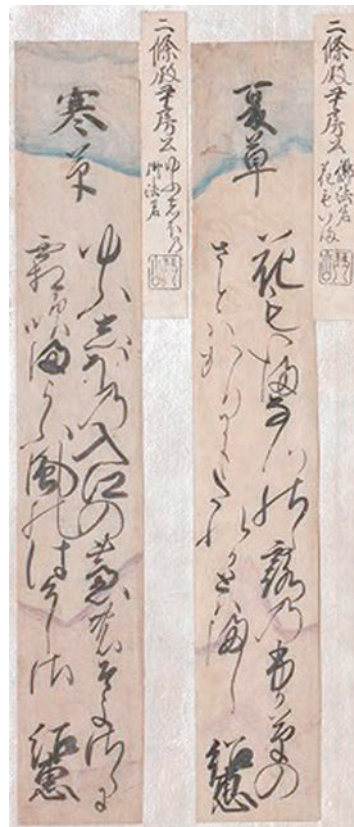


図6 紹惠和歌短冊「夏草・寒草」
(山口県立山口図書館所蔵「仮御手鑑」のうち)

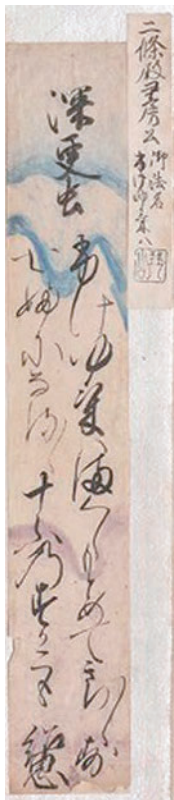


図7 紹惠和歌短冊「深更虫」
(山口県立山口図書館所蔵「仮御手鑑」のうち)

その他、岸和田市教育委員会所蔵「短冊手鑑」の中にも和歌短冊「竹間霜」一葉(図8)が収載される(註15)。畠山牛庵の極札があり、「二條関白左丞相尹房公法名(発句)(瓢箪形朱印)「牛庵」」と記される。以上これら六葉は紹惠を二条家の人物または二条尹房に比定する。そこでひとまず「せう惠」は「紹惠」と仮定することにする。

では消息筆者「せう惠」が、六葉の和歌短冊の筆者「紹惠」と一致するのかを検討しよう。各署名の「惠」の字で比較すると、旁の心の部分の筆致は六葉それぞれとほぼ一致する(図4・図9から14)。次に本文にある消息第二紙二行目の下方「なり」(図15)及び、五行目上方の「なく」(図16)について、「前田家伝来古筆短冊手鑑」中の和歌短冊「夕鶴」の末尾「なくなり」(図17)と比較すると、「な(奈)」「な(那)」の字ではほぼ一致する。ふつう消息と和歌短冊では用途が別のため、文字の雰囲気は違う可能性もあるが、ここで署名と本文の双方から共通点が見出せるため、筆者は同筆と評価した。よって「せう惠」は「紹惠」と結論される(註16)。

次に尹房の法名が紹惠であった可能性について確認する。尹房は室町時代後期に撰関二条家に生まれ、左大臣、関白にまで昇った上級廷臣である。同家は將軍足利義満に近い立場の廷臣として良基の時代に絶頂期を迎えたが、子の師良の発狂や、師嗣の出家などにより、以後は振るわず、応仁の乱後になると家の経済状況は著しく悪化した。尹房は地方在国を繰り返す、天文十四年以降は周防大内氏を頼って山口に滞在したが、同二十年に大内氏重臣陶隆房(後に晴

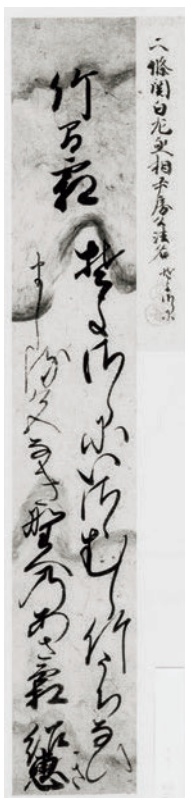


図8 紹惠和歌短冊「竹間霜」
(岸和田市教育委員会所蔵「短冊手鑑」のうち)



图11 和歌短册「夏草」署名



图10 和歌短册「都早春」署名



图9 「せう恵」消息 署名



图14 和歌短册「竹間霜」署名



图13 和歌短册「深更虫」署名

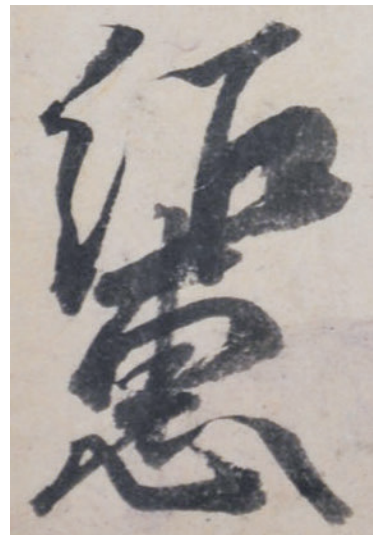


图12 和歌短册「寒草」署名



図17 和歌短冊「夕鶴」(「前田家伝来古筆短冊手鑑・上帖」)中「なくなり」



図16 「せう恵」消息 第2紙「なく」



図15 「せう恵」消息 第2紙「なり」

賢に改名) が叛乱を起こすと、これに遭遇して殺害された。

波乱に富んだ一生を終えた撰関家当主の尹房については、「天文日記」などに記事が残されるものの、同時代の記録から出家した事実を確認し得ない。

『公卿補任』では、「二條藤尹房五十一」とあり(註17)、

『諸家知譜拙記』でも「尹房天長三年閏四月廿九日没、大永元年(天長)八月廿九日没、後醍醐天皇御代」と、没年や死没の状況を記すのみである(註18)。「後大染金剛院」は死後に諡られた院号である。仮に生前出家していたならば系譜類に法名が記載されても良さそうである。また

「諸家伝」でも「尹房大染金剛院、開白、尚基公男(中略)同廿年八月廿九日薨、山口宝楽寺、大類、生年未詳」と、前者と同様の記載のみである(註19)。

尹房は天文十三年に備後国を経て翌十四年以降、周防に在国したが、その契機は同じ撰関家の一条房通が廷臣持明院基規を伴って安芸国厳島に滞在していたことによる。これを頼って厳島經由で山口に向おうとしたのである。その際、宿所など実際の対応は厳島神社の社家、棚守房頭が差配した。房頭はこの時、尹房と関わったが、自身が書き残した『房頭覚書』には終始「二条殿」と表記していた。出家していたなら「二条禅閣殿」、「二条入道殿」や「入道前左相殿」などと記したであろう(註20)。

以上の類推から、尹房は恐らく出家していない。法名を名乗っていないかと筆者は考える。つまり紹恵は尹房ではないと言えよう。なお、消息に使用された料紙からも紹恵を尹房とする点に疑問が残る。筆者は料紙について楮を主原料とする杉原紙と判定したが、武家が使用することの料紙を公家の尹房が使用する点には違和感を覚える。撰関家など上級廷臣においては、引合紙か檀紙の使用が一般的と思える。そして差出書には「上」が付されており、かなり厚札となっていることともあわせ、天皇自身宛てならばともかく、女房宛ての消息としては、尹房の家格からして書札礼上もそぐわないように思われる。

最後に、紹恵と尹房の文字を比較してみたい。既述の「前田家伝来古筆短冊手鑑」には、尹房と並んで紹恵の和歌短冊が収載される(図18)。両者を比べると筆致は比較的似ているようだが、配字や間の取り方、筆の運びなど細かな点で違いがある。総じて紹恵の文字の方が、ゆったりとした筆の運びと配字が

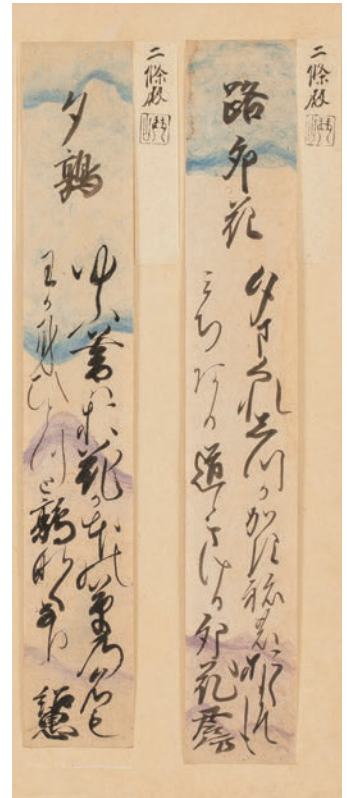


図18 二条尹房和歌短冊「路卯花」・紹恵和歌短冊「夕鶴」(「前田家伝来古筆短冊手鑑・上帖」のうち)

成されるのに対し、尹房の方はやや拙筆である。

尹房筆の他例では、「篠田禹子氏所蔵文書」中の「浦花」(註21)、妙心寺桂春院所蔵の「款冬」と題された和歌短冊(註22)の二葉が残されており、同様の傾向が看取された。これも紹恵と尹房を別人とする判断根拠として示しておく(註23)。

それでは古筆見たちが、単に鑑定を間違えただけなのだろうか。その解明のため、まず紹恵の人物比定から考えたい。近年、紹恵に関連した興味深い説が提示された。萩原大輔氏は、天文二十年八月に起きた大内義隆に対する陶隆房を中心とした大内氏重臣たちによる叛乱について、特に山口に下向して在国していた公家衆との関係を再検証し、通説ではこの時殺害されたとする持明院基規(一忍軒)が、実際には翌年にも生存していた可能性や、一忍軒は基規の号ではなく、『言継卿記』天文十四年九月三日条に「一忍軒」とある記載を根拠として、別人である冷泉範遠に比定した。そして大内義隆が採用した任官にもなう官位上昇を基盤とした大内氏の家格向上や、在国公家衆への優遇政策に対する隆房ら重臣層の反発を叛乱の動機として、公家衆の殺害は予定された粛正行動であったとした従来の説に対し、乱の過程を詳細に検討するなかで、政変に遭遇した公家衆について、計画的に殺害された者、当主義隆に最後まで付き従って受難した者、殺害されず政変後も生き延びた者に分類した。そして政変後に、隆房らによって擁立され大内氏を継承した大友晴英(翌年大内義長に

改名)は、依然公家衆への積極的な山口招聘を行っていたことを明らかにした。つまり義隆期と比して大内氏の政策は大きく変更していないものと結論した。その中で、「紹恵」は殺害された「一忍軒」こと、冷泉範遠の法名と推測した(註24)。

本稿とも関わる論点なのでこの点についてももう少し掘り下げて検討したい。冷泉範遠は、高倉家庶流の出身であった。高倉家は衣紋道を家業とする中級公家で、『大内義隆記』にも「装束ノ習ニハ冷泉紹恵入道」として登場する。「言継卿記」に記載が残る天文十四年九月以降に山口に在国して、官位上昇を図る大内義隆の衣紋道の師として活躍したと思われる。『歴名土代』では、「天文元、出家、法名宗紹、同廿・九・廿八、於防州山口討死、四十八才」(註25)とあり生前出家が確認できる。最終官職が左兵衛佐で四位止まりであったこと、二十八歳という比較的若い歳での出家は、何らかの事件に巻き込まれた可能性も残るが、いっぽうでは中・下級公家としての昇進に見切りをつけて出家し、その後、山口に新天地を求めたのかもしれない。ただし法名は「宗紹」とあり「紹恵」ではない。

そこで『大内義隆記』と『歴名土代』の史料評価を比較すると、『大内義隆記』は全一卷、義隆の一代記で、著者、制作年代も未詳である。底本である群書類聚本の奥書に拠れば、義隆滅亡後の天文二十一年十一月中旬の成立である。しかし厳島の戦いでの陶晴賢の敗死が描かれていない点などからみて、少なくとも同二十四年頃以前には成立していたものと考えられる。これに従えば、範遠の死後、幾ばくもない時期での成立と言える。

いっぽう『歴名土代』の現存本は、同六年に山科言継が編纂し、子の言経が加筆した、四位・五位の公家の叙位の記録簿である。編纂にあたり言継は、他家所蔵の同種写本を転写するなどして編集した。範遠については辞官、出家から二十年後に殺害されており、死没記事は、後付けの追記と考えられる。つまり言継を含む京の公家たちの間で、周防山口に在国して没した中・下級公家の法名について、どこまで正確に記憶していたかに疑問が残る。よって年代記ではあるが『大内義隆記』記載の法名「紹恵」は比較的信頼性が高いと判断したい。筆者としては萩原説の妥当性は高いと考える。とすれば消息筆者の「せう

「恵」は一忍軒紹惠しゅうゑと冷泉範遠に比定されよう。

三 「せう恵」消息の背景

(一) 周防大内氏における在国公家大宮伊治これほろと冷泉範遠の活動

本章では、せう恵しゅうゑと紹惠しゅうゑと冷泉範遠とする萩原説を基に、消息の持つ背景について分析していく。まず、大内氏家中における紹惠の立場であるが、少なくとも山口に下向した当初は家業衣紋道に基づき、義隆への装束指南という役割であったのだろう。次第に親密な距離感から家中における当主義隆の側近として台頭したと思われる。特に同じく山口に在国した官務（弁官局の左大史）を世襲した大宮伊治とともに、各種事案を当主義隆に取り次いでいたことが知られる（註26）。ここで取次といえ、単なる伝達者を想起しがちだが、中世では、案件の可否をめぐる助言や却下など、当主の決裁以前に、事前に処理することも含めての権限を付与されていることが多く、取次ぎ不要と判断されれば、申請者はそもそも裁可を得ることさえ出来ないことがしばしば発生した。特に大宮伊治は当主義隆の遠征にも同行し、禁裏や幕府といった京都との交渉や、大名間の外交にも関与し、重用は家中の他の者を凌ぐ感があった。また娘おさいは大内義隆の側室として義尊を生んでおり、外祖父の地位も得て、権勢たるや家中では無視できない存在でもあった。

それを窺わせる出来事がある。天文十四年、厳島滞在中の九条種通は柵守房頭を通じて、山口への下向を希望し、大内氏側の窓口である伊治と紹惠に書状を送って交渉を行ったが、「一円無取合ニテ坊封ヨリ追放シ被レ申ルニ、其儘御上洛ナリ」（註27）と体良く遇われ、上洛するしかなかったのである。種通を山口に入れないとする判断は当主義隆ではなく、伊治、紹惠らの一存であった可能性が高い。萩原氏は公家衆在国受け入れに両者が大きな影響力を有していたと推測し、中・下級公家の家格に属する両者が摂関家の種通を拒否した事象について「公家社会の下剋上」と表現した（註28）。

紹惠はまた、大内氏家中の席次に関する差配や家臣の家の再興申請にも関与していた。隅田藤次郎は大内氏の元被官としての自家再興を申請したが、当主義隆の裁可に至る前に、紹惠がこれを阻止したため、結局裁許されなかった

（註29）。以上のことから伊治や紹惠は当主義隆への申次として大きな影響を与える存在で、ある程度の権力を有していたものと考えられる。

そうした中で、再び「せう恵」消息本文をたどってみたい。そもそも、禁裏領であったと思われる播磨国住吉下保の御公用（年貢や公事などの収益）について、後奈良天皇はその確保を、將軍足利義晴に依頼し、幕府からも奉行人連署奉書が出されていた。同時に天皇側近の庭田重保も同趣旨の奉書を出していた。両文書の宛所は恐らく大宰大式大内義隆であろう。義隆に仕える紹惠はこれを受理し、当主に取り次いだ後、この消息をしたためたと考えられる。「申つけ候やうたい」とは本件につき大内氏が実際に措置した内容を指し、沼間隆清は大内氏の奉行人として、本件における在地への指示、交渉など実務を担当し、その状況をしたためたのが「たか清か書状」ということになる（註30）。

紹惠は禁裏からの依頼につき、当主義隆に取り次ぎ、履行したことを伝えるため、実務処理の状況を示す「たか清か書状」も副えて、この消息で返信したのである。「としく、かいふん（後略）」以降の文章は、この件の履行に、大内氏と紹惠が誠意を持つて対応することを縷々語った表現であろう。また追而書にある「御せうしのよし」とは、「御笑止之由」すなわち禁裏側の困窮を指すものと思われる。具体的には住吉下保からの公用の未納付に伴う経済的困窮の婉曲表現であろう。紹惠は当主義隆に申し聞かせたと報じているので、実際、大内氏として本件をどの程度真剣に対処しようとしていたかは不明であるものの、紹惠が大内氏を代表して禁裏との交渉に当たっていたものと判断される。

(二) 播磨赤松氏の情勢と赤松上野家による外交交渉

ではなぜ後奈良天皇は播磨国に所在する住吉下保について、播磨から離れた周防・長門を本拠とする大名大内氏にその催促を依頼したのか。消息本文後半の検討から考えてみたい。既述したが当該期の播磨国守護職は赤松氏である。赤松氏は六波羅探題攻めで活躍した赤松円心（一二七七〜一三五〇）を祖とする室町幕府草創期からの有力大名で、播磨、美作、備前三箇国の守護職を得ていた。しかし、十六世紀に入ると、被官層の台頭により家運は大きく傾く。特に赤松政村（後晴政に改名）の時代になると備前守護代浦上氏の勢力に押さ

れ、影響力は分国播磨のみに絞られる程に低下した。その播磨支配にしても、小寺、別所、明石ら有力被官の勢力均衡の上に成り立つ不安定なものであった（註31）。

赤松氏の権力衰退を象徴する事件が、天文七年の出雲の尼子詮久（二五一四～六一、後、晴久に改名）による播磨侵攻であった。山陰・山陽地方の平定を目指す尼子詮久は但馬の山名氏を影響下に置くと播磨国中央部に侵攻した。多くの被官衆が尼子氏に同調したため、政村は淡路国郡家（淡路市）に逃亡、翌八年八月、讃岐の細川氏・三好氏の支援を得て再度回復を目指し明石（明石市）に上陸するも、被官衆は尼子氏支持を崩さず、同年十一月にはまたも和泉国堺（堺市）に逃亡した。その後は軍事から外交に政策を転じ、幕府に働きかけ將軍義晴の一字拝領や左京大夫への任官によって、播磨国守護としての正統性の確保と將軍による尼子氏との和平調停に期待するようになった。

しかし播磨を占拠した尼子詮久が上洛の姿勢を示すと、將軍足利義晴はこれを警戒、同九年に詮久は大内方に属する毛利元就の安芸郡山城（安芸高田市吉田町）を攻めるも、翌十年正月に大内方の援軍として陶隆房らが到着すると敗退し、出雲に撤退した。その結果、詮久が大内方の攻勢を危惧したため、播磨在陣の尼子勢は四月に備前国境まで退陣した。

予想通り大内方は攻勢に出、尼子方の安芸武田氏の佐東銀山城（広島市安佐南区）を攻めたため、守勢にまわる。八月に入り、赤松晴政はようやく播磨国に帰還したのである（註32）。

こうした情勢を前提に消息本文後半を確認してみると、紹恵が「はりまの事もかたくあかまつに申候」と述べた箇所は重要である。大筋は大内義隆が赤松晴政に、「播磨国の件について赤松に厳命した」の意になる。晴政の播磨復帰については、幕府への接近と外交政策の成果というよりも、実際には大内氏が尼子方を背後から軍事的に牽制した結果である。以後、大内氏からの強い影響を受けるように変化したことを物語っている。

消息では、赤松一族の赤松上野介の山口滞在も確認できる。赤松上野家は則祐の子時則を祖とする一門であり、上洛して將軍に直接仕えた奉公衆の家柄でもあった。当初は外様衆、そして祐利の時に御供衆の格式を加えられ、將軍よ

り知行安堵を受ける存在であったが、子の則実の代になると、赤松宗家当主より所領安堵を受ける様に変化し、守護配下の家臣の位置づけとなったようだ。しかし、則実是在京の機会が多く、在国が常態化していた守護赤松義村に代わって將軍に供奉するなど、その立場は家中であって当主に進ずる地位にあったと思われる（註33）。

上野家の人物である上野介が周防山口に在国しており、天文十四年の秋には播磨に帰国すると紹恵は報じたが、これを単なる遊山を目的とした滞在とみるべきではない。先に見たように、同十年には大内氏による牽制があつて、尼子氏を播磨から撤退させたように、大名間外交の一環と捉えるのが自然であろう。上野介は則実の子孫と考えられる。上野家の被官であつた白国氏伝来の「白国文書」では、村虎の名が確認できる。系譜関係は不明だが、則実の次世代の人物であろうか。「村」が名乗の頭に付されるので、当主政村（晴政）からの偏諱拝領と考えられる。

赤松晴政の分国支配は播磨帰国後も不安定な状態であつたようだ。この消息の後の時代になるが、同二十一年に、幕府が尼子晴久（詮久から改名）を備前、美作等六箇国の守護職に補任したため、晴政は分国二箇国を失った。また、同二十三年には、畿内で権力を握った三好長慶（一五二二～六四）が播磨に侵攻し、以後、三好氏の侵攻は弘治年間（一五五五～五八）まで断続した（註34）。

赤松氏当主に近い立場の赤松上野介は、奉公衆として在京した家柄であつたこともあり、山口で尼子氏対策について大内氏との外交交渉を担う人物として最適であつたと思われる。大内氏は政弘、義興の時に軍勢を率いて上洛し、幕政に参与した経験を持つ。義隆も官位上昇を目指するなど、京都への志向性が強い大名として知られる。つまり、中央（京）での人脈を活用できる上野家の者として赤松氏が優位に立つように大内氏に働きかけを行っていたとする余地がある。紹恵はこうした関係性を認識しており、「あきは国へまかり帰る由申ほとに、猶々、かたく申つけ候へく候」と、上野介播磨帰国の機を隙なくとらえ、住吉下保の件につき、当主赤松晴政への取次と施行を確約したのである。

(三) 周防大内氏と土佐一条氏

消息はさらに興味深い事柄を記している。後段には「とさのかみさま」も山口に在国していると伝える。既述したが、土佐守について筆者は、土佐国幡多郡に在国した撰関一条家の分家土佐一条氏の房基に比定した。山口には多くの公家が在国していた。義隆期だけでも一七名の廷臣が在国していたので、房基の滞在は奇異なことでもない。しかし房基の父房冬は大内義興の娘を側室としており、その間の子が晴持(初名恒持)で、大内義隆が養子として迎えていた点は見逃せない。房基と晴持は異母兄弟の関係である(註35)。

土佐一条氏は房基の代に高岡郡を得、伊予南部にまで侵攻するなど、この時期、勢威が高まった。房基の山口滞在は、異母弟に会うといった社交的な一面だけでなく、赤松上野介と同様、大名間交渉の一環としての訪問であった可能性が高い。正室は豊後の大友義鑑の娘であり、筑前支配をめぐって対立した大内・大友両氏の間で、難しい舵取りを迫られていた。また伊予南部侵攻の成功は、正室の実家である大友氏の支援を受けた結果であった。そして大内氏と一条氏は瀬戸内を挟んで対峙しており、その中間で、芸予諸島を支配する伊予河野氏とは対立関係にあった。この頃の河野氏は大内氏の影響下にあったため、牽制も含めた戦国期大名間の遠交近攻策の一つとみることも可能である。

廷臣であった紹恵は、高度な政治的交渉に長けた人物であったようだ。消息で山口に滞在中の一条房基にも、「いつになくしこういたし、御ようをもと申入候」と常に接触を試みており、如才なく取り入る姿を、あえて禁裏側にも伝えていいる。こうした表現は、紹恵の誇張であったかもしれないが、天皇周辺の者たちにとっては、在地の状況が不明なだけに、在国しながらも、土佐一条氏など京でも知られた一族との関係をあえて強調されれば、期待感や安心感を増したであろう事は想像に難くない。こうした点が大内氏家中において他の重臣にはない、紹恵の優位性となる。

消息を宛てた上臈局もこうした人脈関係の延長線上に捉えることが可能である。局の養父転法輪三条公頼は、天文三年十月から同五年十二月及び同十八年から同二十年八月の間、山口に在国した。つまり周防での在国経験のある人物が天皇の身近で仕える女房の養父だったのである。後奈良天皇は上臈局を通じ

て、公頼が得ていた大内氏の状況につき、各種の情報を入手していた可能性が高い。その上で諸々を勘案して、住吉下保の件について山口に在国していた紹恵に依頼したものと推測される。

(四) 大内氏家中における紹恵の立場

禁裏からも一目置かれる存在であった紹恵は、大内氏家中で一定の権限を持ち、当主義隆への取次ぎを担い、案件裁可の可否について影響力を持っていたことは既に見たが、その立場をどのようにとらえれば良いのだろうか。

廷臣であった紹恵は、天文元年に出家しており、厳密には世俗を離れた元廷臣の身分であった。大内氏の家臣団は、守護代や郡代など、分国内の統治を担う重臣層とその下で実務にあたる奉行人層で構成されるが、既述の大宮伊治や紹恵、そして陶隆房の叛乱の契機となった相良武任などは、これら重臣層と当主義隆との間に位置する存在で、重臣層といえども当主の裁可を得る際には、これら取次を必要としたため、案件の是非に大きな影響を与えることが可能であった。当主と申請者の間で意向を調整する役割を持つ者は、単なる取次ぎを行うのみの「奏者」ではなく、「申次」と呼ばれる存在である(註36)。

大名家において廷臣出身者がこうした申次を担うことに、違和感を覚える節もあるが、室町時代後期の武家において、まみ見られる例であった。足利将軍家には将軍と主従関係で結ばれた側近公家衆があり、日常的に室町御所に祇候していたことが知られる(註37)。応仁の乱後に義政に仕えた日野勝光や(註38)、伊勢流寓時代から義材(後義尹・義植に改名)の近臣として行動をともにしていた葉室光忠や阿野季綱の権勢は(註39)、幕府における側近公家の影響力を考える上で重要な事象である。

大名家でも、大和の領主となった松永久秀の顧問的存在として竹内季治(弓筋道、笙、歌道)がしばしばその居城多聞山城に滞在していたことが知られる。能登畠山氏や駿河今川氏のもとに下向した上冷泉為広・為和(歌道)や、清原宣賢(明経道)のように家業を糧として大内氏の山口や松永久秀の多聞山など大名家の拠点を渡り歩く公家も多数おり、ひとくちに公家の在国といってもいくつかの型に分類して考察する必要がある。しかし、大宮伊治や紹恵、

そして竹内季治については、家業を契機とはしながらも、それ以上に大名家の内情に入り込んだ存在、言わば大名家被官と同様な立場であったものと筆者は考える。この特殊性は、廷臣としての前歴を利用しての人脈を用いた外交活動に顕著であった。

別の面からも検討してみよう。本稿の最初でも確認したが、「せう恵」消息は、楮紙系の杉原紙を使用する。杉原紙は鎌倉時代以降に武家の文書料紙として、一般化していった。特に室町時代に入ると管領や守護大名などの上級武家では、白くて厚い杉原紙で公験文書を発給するようになる。特に室町幕府奉行人連署奉書には「御教書杉原紙」と呼ばれた杉原紙の使用が標準となった。

しかし公家では、伝統的に撰関・大臣家などで楮紙系の引合紙や上質の檀紙、一般公家でも中・下級の檀紙を使用した。元廷臣の紹惠についてもこれらの料紙の使用を想定したいが、既に出家者であり、かつ大内氏被官としての立場でこの消息を書いたと考えれば、武家社会で一般的な杉原紙の利用に違和感はない。

元廷臣という経歴から中央に人脈を有し、当主義隆と重臣層の間で申次として特殊な被官であった紹惠の自負心は「せう恵」消息中の「在京いたしほうこうこそなり候ハすとも、かやうの御つかいを奉りともとそんし候」の表現に集約されている。公家の出であるため禁裏への在京奉公を道理としながらも、在国しても御使に預かる身につけ、大内氏内部に深く入り込んで、その決定に影響を与えることが可能な自己の権力をほめかした表現である。

続く「はりまの事もかたくあかまつに申候」からは、播磨国の大名赤松氏に対し、住吉下保の件の施行を当主義隆から命じさせたとする意図が看取される。他国大名をも視野に入れた認識は、大内氏の被官として、自家と禁裏の意向を調整する行動の一環であり、守護代・郡代などの重臣層では果たせない役割であったと考えられる。文末の「こゝもと一みちも、とくはりまへまかりのほり候て、かいふんてうはういたし候へく候」は、多分に禁裏への阿諛追従的な言い回しであるが、この件につき当主義隆から赤松氏への履行命令や当主義隆の請文の取得を請け負った自分自身の力を強調した表現とも取れる。

当然ながら家中において突出した役割は、他の家臣から嫉視、敵視の的と

なったことは想像に難くない。萩原大輔氏は、隆房の叛乱に際し、伊治や紹惠は、叛乱の当初より肅正対象にされていたとする(註40)。伊治は叛乱初期に早々に殺害され、紹惠は捕らえられ、軍兵たちに惨殺された。叛乱を主導した陶隆房ら重臣層からは、当主義隆の「君側の奸」として敵視されていたことは明らかであろう。自身の権力は当主義隆の存在が背景にあり、重臣たちが義隆を否定した段階で、自らも同様に肅正されたのである。

四 二条尹房による大名間外交交渉―紹惠・尹房混同の背景―

以上、「せう恵」消息を題材にして、在国公家の活動を考察してきた。最後に、古筆見たちが範遠の和歌短冊を二条尹房に比定した点について考えてみたい。範遠は高倉家庶流の出で、かつ官位も低く、若くして出家していた。大内氏家中においては権力を得た人物かもしれないが、公家日記などの記録には僅かな記事しか残されておらず、その知名度は決して高くない。いっぽう二条尹房は前関白で、廷臣中の頂点に位置する撰家の人物である。『大内義隆記』に拠れば、隆房の叛乱の途中、乱に与した重臣内藤興盛と二条尹房との間で、義隆の子義尊の処遇について協議が成されるなど、大内氏家中にあってもその存在感が高く、尹房の子良豊は最後まで義隆と行動をともしていた。

この叛乱における山口在国公家たちの生死は複雑な様相を呈している。伊治や紹惠の様に即座に殺害された者、尹房や義豊、転法輪三条公頼のように退避の途中で難に遭って命を落とした者、法性寺親世の様に運良く逃げ延びた者、持明院基規の様に生存していたにもかかわらず、殺害されたと考えられてきた者など様々であった。これらの錯綜した情報は、乱後の十六世紀後半にも修正されることなく伝わったものと考えられる。先にも見たように、江戸時代でも紹惠の和歌短冊の筆者が尹房に比定され、署名「紹惠」を尹房の法名と解するなど、混同した認識が続いていた。この混同の理由を探ってみる。

そもそも二条尹房が山口に在国した理由については、

一、御本所二條殿、天下ヨリノ御事ニテ、防州雲州ノ和談ニ付イテ御下向

ナサル、一條殿御在島ノ間、岡へ尋ネ給へハ、長兵部丞ノ前ノ小家ヲ二

條殿ノ御宿ニ、一條殿ヨリ仰セツケラル、五日御逗留アリ、二條殿ヨリ

御使アリ、難波一條殿ヨリハ持明院殿ヲ二條殿ノ御使者に相列シ、房頭(備前守)ノ所へ下ラル、天下ヨリ山口へ御下向ナサルル御案内イタスヘキノヨ由仰セ出サル、(後略)(註41)

とあり、私的な在国ではなく、將軍足利義晴が進める大内・尼子両氏の和睦調停のため敵島へ下向し、逗留の後、山口に向かつていたことが分かる。二条家では將軍が主導する対立する大名間の和睦調停策に関与した例が多い。尹房の子晴良(一五二六〜七九)は、元龜争乱で対立した浅井長政、織田信長、朝倉義景を、將軍足利義昭(一五三七〜九七)の命で調停した、所謂「江濃越一和」で知られる(註42)。同じ摂家の近衛家との競合の中で、家勢上昇を図り積極的に義昭に接近して自家再興を目指していた(註43)。

また、尹房は現任閑白にもかかわらず、家領加賀国井家庄(いのさのしょう)(金沢市北部・河北郡津幡町)をめぐる勧修寺家との相論に際し、在地の直務支配のため、後奈良天皇からの慰留を振り切る形で在国を強行した例もあった(註44)。閑白が辞職もせずに在国したことは、この時代の公家たちが、摂家から下級公家まで、伝統と先例の尊重よりも、世相や時流を見て行動していた顕著な例と言える。ただし、尹房は家領の確保という私的な用務のみで在国した訳ではなかったようだ。次の史料がそれを示している。

一、二条殿(尹房)へ捧書(証如)一候、其子細者、越前国(通路之儀)、為(後奈良天皇)二 叡慮 綸旨(大坂本願寺) 此方(義景)へも又朝倉方へもなされ候して、路次可被二相明一候、然者公家中ニおひて、二条殿御扱菟角□□被レ申人々可レ在レ之候、其証跡ニ愚札御所望候、從ニ此方ニ路次相明られ候てと申儀にてハ無レ之、依ニ不通一、公家衆御家領相滞事無ニ勿体一候間、路次等相あき候ハ、可レ為ニ天下泰平基一由、認進上候、更為ニ此方ニ被レ成ニ御扱一候てとの申事にハあらす候、(後略)(註45)

井家庄に下向する前の天文五年五月二十七日、大坂本願寺の宗主証如(光教、一五一六〜五四)は尹房に書状を出した。内容は加賀と越前との通行に関する件で、対立する両国が国境を封鎖したため、行き交うはずの人馬が不通となり支障をきたしていたことによる。

一向一揆が支配する加賀は大坂本願寺の影響下にあり、本願寺は実質的な加

賀の大名であった。いっぽうの越前は朝倉氏の分国で、享祿・天文・弘治・永祿と加賀一向一揆との対立が続いた。これを後奈良天皇が叡慮によって開通を企図し、双方に対し和平による封鎖解除を命じる綸旨が下された。尹房はこの調停を行う勅使であることを事前に証如に通告したが、叡慮とは言い条、実際は両国和平の調停にかこつけて、加賀に下向しようとする尹房の口実であると反対する公家衆も禁裏の中に多数いたため、勅使の証拠として、「調停を希望する」旨を記した証如の書状を下向前に求めたのである。

しかし、証如は越前との和平には懐疑的で、返札の本文に「公家衆の家領に關して通行に支障が出ているのは誠に遺憾、開通となれば天下が治まる契機となる」など、確言を避けた空々しい文面で回答した。さらには、本願寺側の依頼による和平調停ではない旨も念を押している。

それでも尹房は諦めずに調停を試みている。

一、二条殿御忍(尹房)にて(晩十六日)御下向候ツ(御使の分なり)。被ニ仰出ニ候旨者、以前仰られ候越前通路之事ニ付て之儀也、色々被ニ仰出ニ候へ共、大篇なる事候間、難ニ事調一おもひ候によりて、申事にハ、越前之儀、左様に打催先々申候つれとも、調かゝり候へハ、つきもなしたる事共候、今以同前候、又六角天下進退ニ申扱事候条、定而六角違乱可レ申候間、既上意(通)なとも、六角ニ万事御尋候事候間、万端此分候間、御扱調かたく候ほとに、然者可レ被レ成ニ御扱一よし申候とて、難レ調候へとも、余にノ被レ仰候間申入候、就レ其曇花院殿迄、以ニ愚状ニ被ニ仰扱一候へのよし、御意見候間、以ニ愚書一申入候、此状以ニ使者一申候へと被レ仰候へ共、諸事斟酌事と申、二条殿ニ奉レ渡候も、越前より申候ニヶ条之事、九条殿へ、以ニ愚札一申候へと被レ仰候間、申入候、(後略)(註46)

井家庄に下向する直前となる天文五年八月十六日の晩、尹房は突然、大坂本願寺に直接証如を訪ねた。その理由が思い当たらないものの証如は対面し、訪問目的が、以前からの越前・加賀との通行回復の調停に関するものと知った。「御使の分なり」との追記から、証如も尹房が叡慮を奉じた使者と認識していたことがわかる。

証如はここでも和平に乗り気ではない理由について、越前朝倉氏相手の和平

調停には終わりが見えないこと、朝倉氏の背後には、幕府と將軍足利義晴を支える近江の六角定頼の存在があると見て和睦に反対すると踏んでいたことがうかがえる。この時点で本願寺は近江六角氏との和睦が実現しておらず対立関係は解除されていない。六角氏と朝倉氏は同盟関係にあり、六角定頼が朝倉氏を支援する可能性は高く、將軍を動かして、朝倉氏による加賀侵攻の口実を与えてしまうことを危惧していたのである。

しかし、証如は叡慮による加賀・越前開通の調停の使者である尹房の面子を潰すわけにもいかず、調停自体は拒否せずに受け入れている。また、和平交渉については將軍義晴も同意していたようで、尹房は証如に曇華院門跡の祝溪聖寿への取成し依頼を勧めた。祝溪は前將軍足利義植の実妹で將軍家一門の長老格として存命であった。尹房は証如に対し書状をしたため祝溪へ使者を立てるよう求めたが、証如は自ら祝溪に依頼するのは「諸事斟酌事」があるとして断わり、尹房に対して祝溪への取成しを依頼し、書状を手渡し、さらにその指示により九条種通へ朝倉氏側提示条件二箇条について書状での依頼を行った。

恐らく、自身が直接、祝溪に宛てた書状でもって依頼すれば、証如が和平調停を願った既成事実として將軍義晴に映るわけで、これを避けようと、尹房に手渡すことで、尹房が行う勅命を奉じての和平調停に自身が協力したと見せるための工夫であったと考えられる。尹房の立場を尊重し、かつ加賀＝本願寺側の依頼に基づく調停の様子に映る危険を未然に防いだのである。

一連の尹房の行動は、公家の在国が単に私的な目的のみでなかったことを示す。もともと尹房は閑白職にあり、下向が禁裏内で問題視されていたことから、多分に口実的要素も含まれているが、疾病終息を祈願して「般若心経」を写すほど慈愛の心の持ち主として知られる後奈良天皇の両国通行回復の叡慮について尹房が奉じていたので、一連の交渉は、両国和平実現のため、自身の地位と人脈を利用した活動であったと解することもできよう。

天皇の叡慮を奉じ、自身の地位や家業、人脈を利用した活動といった点では、既述の紹惠（冷泉範遠）と二条尹房との間には、家格の差以外に実質的な違いはないように思われる。「せう恵」消息で見た紹惠による大内氏から赤松氏へ禁裏御公用の催促についての調整などは、尹房の活動と類似しており、大

内氏家中における影響力も含めて両者が混同された可能性がある。古筆見たちは混同した情報を参考に筆者を比定したとする解釈もあろう。

おわりに

「せう恵」消息を題材として在国公家の活動について考察してきたが、導き出された点をまとめておく。

紹惠（冷泉範遠）は、大内氏分国周防山口に在国したが、当初は家業に基づく当主大内義隆への奉仕が契機であったと考えられるが、次第に申次として、ある程度の権力を有する程となった。その活動は、京の禁裏に出仕していた当時の人脈を利用したものと推測され、禁裏側も大内氏のような大名に諸事を依頼または命じたりする際の窓口として認識していたと考えられる。

こうした立場は既に廷臣を離れ、言わば大名家被官と同様な役割を担っていたといえる。しかし、「せう恵」消息で紹惠が語ったように、元廷臣としての身分から、本来は在京して禁裏に仕えるべき立場でありながらも、禁裏からの要請を受けて当主に取り次ぎ、諸事調整を行うことも、一種の奉公になると認識していた。言わば大名家被官の立場を有しながら、禁裏にも仕える両属関係といえよう。こうした点は在国公家の認識として興味深い。

しかし自己の権力基盤は当主権力に直結するものであったことから、陶隆房や大内氏重臣が、当主義隆の権力を否定すると、紹惠ら申次も「君側の奸」として粛正されており、危険性を孕むものであったと言える。「せう恵」消息は、大内氏家中における冷泉範遠＝紹惠の活動の実際を直接的に示す史料であるとともに、在国する中・下級公家による政治的活動の姿を今に伝えるものとして評価される。

（たかなし まさゆき 当館学芸部調査・保存課長）

註

- (1) 米原正義『戦国武士と文芸の研究』桜風社、一九七八年。
- (2) 『為広下向記』（冷泉家時雨亭叢書第六二、朝日出版社、二〇〇一年）。
- (3) 近衛通隆「近衛前久の関東下向」、『日本歴史』三九一、一九八〇年。橋本政宣「関

- 白近衛前久の京都出奔」、東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所研究紀要』四、一九九四年（後、同『近世公家社会の研究』吉川弘文館、二〇〇二年所収）。
- (4) これまでの公開は①東京大学史料編纂所所蔵台紙付写真（台紙付写真400-5276）、大正八年（一九一九）撮影、②皇居三の丸尚蔵館編『公家の書・古筆・絵巻・古文書／皇室の美術振興―日本近代の絵画・彫刻・工芸』皇居三の丸尚蔵館、二〇二四年（皇居三の丸尚蔵館展示図録）、二〇二一・五七～五九頁。
- (5) 宝器主管は明治二十三年（一八九〇）に宮内省内に設置された部局で、正倉院宝物など所謂御物を管理した（和田軍一「正倉院東西宝庫建設を回顧する」、『正倉院紀要』一、一九七九年、一頁）。御物の中には御由緒品と呼ばれた禁裏御所伝来の品々が含まれる。本手鑑も、八弁花と四弁花を繋いだ文様の裂表紙、金地の見返など豪華な装丁で詠えられたものである（図1）。少なくとも明治時代初期まで禁裏御所または京都御所で管理されたものと考えられる。
- (6) 前掲、註4②。展示に際して収載内容に拠り作品名称を「古筆・書状手鑑」とした。
- (7) 松園齊「戦国時代禁裏女房の基礎的研究―後土御門―後奈良天皇期の内裏女房一覽―」、愛知学院大学文学部紀要』四四、二〇二四年、二八五頁。
- (8) 『看聞日記』（図書寮叢刊）永享四年（一四三二）八月廿一日条。
- (9) 『大徳寺文書』（大日本古文书）二二八八・二二九四。なお、上記で隆清の官途名は右京亮とある。
- (10) 渡邊大門『戦国期赤松氏の研究』（戦国史研究叢書七）岩田書院、二〇一〇年、一五八～一七七頁。
- (11) 『白国文書』（東京大学史料編纂所架蔵影写本3071.64-43）。天文十年九月七日付赤松村虎折紙。
- (12) 『大徳寺真珠庵文書』（大日本古文书）一一一三、『大徳寺文書』三〇四一。
- (13) 三の丸尚蔵館編『収蔵品目録書跡 前田家伝来古筆短冊手鑑』宮内庁三の丸尚蔵館、二〇二一年、No.40。
- (14) 長府毛利家旧蔵。山口県立山口図書館Webページ内「山口の逸品大内文化の面影 仮御手鑑を読む」にて画像公開（URL <https://adeac.jp/yamaguchi-pref-lib/catalog/mp100590-200010>）。田村哲夫「山口図書館本『仮御手鑑』について」、『山口県文書館研究紀要』四・別刷、一九七五年。令和三年度山口県指定文化財。
- (15) 岸和田市教育委員会郷土文化室保管。佐々木勇蔵コレクション「短冊目録として岸和田市Webページにて目録を公開（URL <https://www.city.kishiwada.lg.jp/page/70-tanzaku-lists.html>）。
- (16) 前掲、註4①は、本消息の史料名を「紹惠筆蹟」としている。
- (17) 『公卿補任』（新訂増補国史大系）天文二十年。
- (18) 『諸家知譜拙記』（続群書類完成会）二条家。
- (19) 正宗敦夫編纂・校訂『諸家伝』自治日報社、一九六八年、二条家。
- (20) 福田直記編『棚守房頭覚書付解説』宮島町、一九七五年、二条尹房社参の項（七七頁）。ちなみに房頭は法体の人物には「入道」と記し書き分けている。
- (21) 『篠田禹子氏所蔵文書』東京大学史料編纂所所蔵写真帳6171.36-26
- (22) 『二条尹房・昭実・康道短冊』東京大学史料編纂所所蔵台紙付写真、台紙付写真408.5826。
- (23) かつて筆者は、前掲、註4②で、この極札を根拠に消息の筆者を二条尹房（紹惠）としたが、ここに誤りを訂正する。
- (24) 萩原大輔「戦国期大内氏分国下向公家と「陶隆房の乱」」、『日本文学研究ジャーナル』一九、（株）古典ライブラリー、二〇二一年、七五～七六頁。
- (25) 湯川敏治編『歴名土代』続群書類従完成会、一九九六年、従四位下。
- (26) 前掲、註24、七七頁。
- (27) 前掲、註20、「九条植通社参」（七八頁）。
- (28) 前掲、註24、七九頁。
- (29) 前掲、註24、八〇頁。
- (30) 前掲、註12は禁裏からの依頼の一例である。天文十一年、後奈良天皇が勅願寺龍翔寺領包光名再興を大内義隆に命じたが、その実務担当者が沼間隆清であった。本消息の案件の交渉と類似する内容である。
- (31) 渡邊大門『赤松氏五代―弓矢取って無双の勇士あり―』（ミネルヴァ日本評伝選）ミネルヴァ書房、二〇二二年、二五三～二八四頁。
- (32) 前掲、註31、渡邊著書二九七～三〇六頁。渡邊大門『戦国期赤松氏の研究』岩田書院、二〇一〇年、二六八頁。
- (33) 前掲、註32、渡邊著書一五八～一六二頁。
- (34) 前掲、註31、渡邊著書三〇六～三〇七頁。
- (35) 藤井崇「大内義隆―類葉武徳の家を称し、大名の器に載る―」（ミネルヴァ日本評伝選）ミネルヴァ書房、二〇一九年、九〇・九一頁。
- (36) 『山口市史通史編中世』山口県、二〇二二年、五三九～五四一頁。
- (37) 滝澤逸也「室町・戦国期の武家昵近公家衆―その構成を中心として」、『国史学』一六二、一九九七年。
- (38) 木下昌規『戦国期足利將軍家の権力構造』岩田書院、二〇一四年（初出二〇一〇年）、二七～六六頁。
- (39) 前掲、註38、木下著書六七～一〇〇頁。
- (40) 前掲、註24、八〇頁。
- (41) 前掲、註20。
- (42) 片山正彦「江濃越一和」と関白二条晴良、『戦国史研究』二五、二〇〇七年。
- (43) 伊藤聡「永祿～天正年間における摂関家内部対立の様相―近衛前久の政治闘争を中心として―」、『放送大学文化科学研究』二、二〇二三年。

(44) 『天文日記』(大系真宗史料・文書記録編八、法藏館、二〇一五年) 天文五年五月廿五日条。

(45) 『天文日記』 同年五月廿七日条。

(46) 『天文日記』 同年八月廿日条。

謝辞

本稿執筆にあたり、山口県立山口図書館蔵「仮御手鑑」についての原本調査については同館井関和彦氏の、また岸和田市教育委員会所蔵「短冊手鑑」の画像に関しては同市郷土文化課壇上遼氏の協力を得た。ここに謝意を表す次第である。

本紀要の投稿原稿は、編集委員会において査読を経た審査をし、採用決定したものを掲載しています。掲載内容は、収藏品および館の業務に関わるものを題材とし、関連諸学（美学・美術史学、歴史学、考古学、博物館学、博物館教育、博物館情報、保存科学等）における研究、および上記以外の館の活動に関わる事業・事例等報告とします。

このうち、事業・事例等報告や調査概報については、査読はないものとします。

編集委員会

委員長

建石 徹
戸田 浩之
瀬谷 愛
五味 聖
高梨 真行

・『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』中、作品名や作者、制作年などの表記は、紀要発行当時のものです。

・『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』の著作権は独立行政法人国立文化財機構皇居三の丸尚蔵館に属し、本ファイルを改変、再配布するなどの行為は有償・無償を問わずできません。

・『尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要』に掲載された文章や図版を利用する場合は、出典を明記してください。また、図版を出版・放送・ウェブサイトで研究資料などに使用する場合は、当館ホームページ記載の手続きを行ってください。

尚蔵―皇居三の丸尚蔵館紀要

第二号（通号三十一号）

二〇二五（令和七）年度

編集・発行

独立行政法人国立文化財機構

皇居三の丸尚蔵館

東京都千代田区千代田一―八

制作

株式会社アイワード

北海道札幌市中央区北三条東五―五―九一

翻訳

株式会社 Doshin EC

二〇二六年三月三〇日発行